

令和七年度 埼玉大学私費外国人留学生選抜（経済学部）

小論文

注意事項

- 一、試験開始の合図があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- 二、印刷が不鮮明な場合には、申し出てください。
- 三、解答用紙は、問一、問二の二枚です。
- 四、解答用紙の所定の欄に必ず受験番号を記入してください。記入を忘れたり、誤った受験番号を記入した場合には、失格となる場合があります。
- 五、試験終了の合図があったら、解答用紙及び筆記用具を机上に置いてください。
- 六、退室する際には、問題用紙を持ち帰ってください。
- 七、解答時間は六十分です。
- 八、※印欄には、記入しないでください。

次の文章を読んで問題に答えなさい。

私たちの社会には、家事労働を見えなくし、なかったものとして排除する装置が、いたるところに張りめぐらされている。これまで、その装置がどのように設置されているか、その装置によって家事労働が見えなくさせられていることが、いかに私たちの社会を貧しくさせ、危うくさせ、生きづらくさせているかをたどってきた。

家事・育児・介護が世の中には存在しないかのように設計された極端に長い労働時間の職場。そんな働き方によって、健康を損ね、ときには死にまで追いやられた人たちがどれだけ多いかは、過労死について書かれた多くの資料をひとつでものぞいてみれば、すぐにわかる。一方で、家事や育児や介護を担うべきものとされた人たちは、職場でハラスメントを受け、低賃金と不安定な労働に追いやられていく。

現実には存在する家事労働をないものとしたり、「家事はお金では測れないほど大事な価値」であって労働ではない(だから待遇や労働条件のことなどあれこれ言わずに奉仕しろ)、というやさしい言葉を繰り出したりして、その働きを低コストに抑え込もうとする動きの下で、私たちは、自分たちの生活にとって重要なこの労働を、安心して行う権利を妨げられてきたとさえ言えるのではないだろうか。

間違いだらけの処方箋

こうした事態に気づき始めた女性たちの発案で、一九八〇年ごろから始まったのが、家事労働など家庭内で担われている無償の労働を測ろうとする動きだ。ニュージールランド生まれで、国連統計委員会コソナルタントも歴任したマリリン・ウォーリングは、一九八八年に出版した『もし女性がカウントされたら―新フェミニスト経済学』(邦題『新フェミニスト経済学』篠塚英子訳、東洋経済新報社、一九九四年)で、女性を中心に担われているこうした見えない経済活動を統計に反映し、その量をつかむ必要性を提唱した。また、経済学者の久場嬉子は、カナダの統計局やE.U.の女性の権利委員会の無償労働政策について、①男女の間で無償労働のより公平な分配を進めること、②社会の福祉に貢献する無償労働に対する社会的・経済的認知を促進すること、という二つのアプローチを進められていると指摘している(『家事の値段』とは何か)。

(中略) スウェーデンやオランダの試みも、方向性は異なっているが、男女の有償労働と無償労働にかける時間や分担の割合を調査し、見えにくい無償労働の正確な見取り図を描くことを基礎にした点では共通している。

女性が外で働いて、個人として経済力を持つようになったとき、少子高齢化で高齢者介護の負担が増大し、これを担える人の数が減っていくとき、それだけの無償の労働が家庭の女性だけでは支えきれず、あふれ出していくのか。あふれ出した分を、行政、企業、男性が、どのように再分担していけば、より公正で、特定の部分に過酷な負担がかからないような仕組みをつくっていけるか。一九八〇年代からの産業構造の激変の中で、これはどの国も直面している大きな課題だ。だが、私たちがいま住んでいるこの社会では、そうした課題への取り組みはあまりに鈍い。それどころか、間違いだらけの解釈と処方箋が罷り通り、私たちを迷走させ続けている。

「家事主婦」の錯覚

日本でも、家事労働の公正で効率的な分配という問題意識を持って「無償労働」を計測する動きが、なかったわけではない。一九九六年、当時の清水澄子・経済企画庁(現・内閣府) 政務次官は同庁に「無償労働に関する研究会」を発足させ、翌年、初の無償労働試算結果が発表されている。総務庁(現・総務省)の「社会生活基本調査」をもとに、女性が家事や育児、地域活動などの無償の労働を行っていた時間にもし外で働いていたら、いくらの賃金を稼いでいたかをはじき出すなどの方式をとって、女性の無

償の労働を金銭価値で評価してみたものだった。

この試算では、女性は一九九一年時点で無償労働全体の八五%、男性の五倍の無償労働を担っていることがわかった。久場が紹介したカナダやE.U.のアプローチを取ったならば、社会で必要とされる労働のうち女性が圧倒的に無償の部分を負い、このため経済力で不利になっているとの分析が出てきたはずだ。その上にたつて、無償労働をどう再分配するかの議論が始まったはずだ。ところが、(中略)無償労働の試算結果を発表する記者会見の冒頭で、経企庁の男性幹部は、「専業主婦の無償労働がこんなに価値があるとの結果が出て、主婦の方々にも喜んでもらえるでしょう」とあいさつした。試算では、「有配偶で無業」(つまり専業主婦)の無償労働の金銭換算値の平均額は年二七六万円、既婚の働く女性(共働き主婦)の無償労働の金銭換算値の平均額は、年一七七万円となった。また、女性の平均市場賃金は、この調査で二三五万円とされていた。これらを取り上げて幹部は、専業主婦の働きは女性の平均市場賃金を上回っている、だから専業主婦の労働は働く女性の労働より価値が高い、主婦は喜んで家事労働に専念してほしいと誘導してしまったことになる。(中略)

こうした発想は、家事労働を評価することは主婦を守ること、というよくある論理の飛躍につながる。だが、家事労働は、現実には、男性か女性か、有職か無職かを問わず、一人一人が抱えている。だから、家事労働ハラスメントに対抗するには、①働いている間、育児や介護も含めた家事的な仕事を代替してくれる良質で安定した公的サービス、②家事労働と休息する時間をしっかり計算に入れた労働時間設計、という二方面からの対策が必要になる。①が整わなければそもそも外で働いて経済的に自立することは難しい。この場合、民間が代替するにしても、安定供給へ向けた公の責任は不可欠だ。また、②が整わず、極端に長時間働かなければならない社会では、①にかかる負担が重すぎてこちらがもたない。日本社会は、②が極端に弱く、この部分の補強が急務だ。

「制約社員」「非制約社員」

こうした家事労働についての基本が共有しきれていない日本社会では、政府が力を入れている「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)政策」でも、奇妙な「対策」が顔を出すことになる。ワーク・ライフ・バランス政策の根幹は、家事労働の再分配にある。ワーク(賃労働)とライフ(無償労働)の二つの領域のバランスをとるということは、働きながら家事もできるなんらかの労働時間政策が必要ということを意味するからだ。日本のように、ワーク・ライフ・バランスが保てないような長時間労働が慣行として横行している社会では、これをいったん矯正してあるべき姿に戻すための労働時間規制が不可欠だ。こうした労働時間の適正化を前提に、女性は、抱え込んだ家事労働の一部を、男性と保育所や介護施設などの行政サービスに委ね、浮いた時間で賃労働を増やして経済力をつける。男性は、家事労働の一部を引き受けることで人間的な暮らしを回復しつつ、女性による有償労働で自身の賃金の減少分を補う。こうした道筋でワーク・ライフ・バランスは進むはずだ。

ところが、行政や経済界は、二〇〇七年に政労使でワーク・ライフ・バランス憲章に署名するなどこの政策を推進する旗を振りながら、政策の根幹となる法定労働時間の順守には及び腰だ。それどころか、二〇〇五年前後からは、労働時間規制政策の柱となってきた残業代の支払い対象から、一定の年収以上の勤め人を外す「ホワイトカラー・エグゼンプション」の導入の動きが始まった。残業代について、日本社会では「残業を引き受ける社員へのごほうび」と受けとめられがちだ。だが残業代とは本来、法定時間を超えて働かせることで会社が労働者の人権を侵害することへのペナルティだ。つまり、残業代が法外にかさめば残業のメリットがなくなることを利用した残業規制の砦なのだ。にもかかわらず、残業代外しのこの制度について「労働時間の規制を外して時間にとられない働き方ができるように」と早く帰れてワーク・ライフ・バランスに役立つ「家族団欒が楽しめる」といった論法が、経済界は

かりか当時の厚労相からも飛び出した。オランダのような働き手が労働時間を選べる権利もなく、残業規制を外すだけなら、会社は、仕事が終わるまでいくらでも働き続けさせることが可能になる。そうした懸念が、ここには全く見られない。(中略)

二〇一二年、企業向けのパートタイム労働者の雇用管理セミナーで、畑井治文・松本大学准教授は、子育て中の女性、障害者、高齢者、パート、勤務地限定、残業・転勤を嫌う社員を「制約社員」、男性社員などの基幹労働者を「非制約社員」と分類し、スキル、裁量、柔軟性、創造的な働き方を求める高付加価値型経営では、残業や転勤のリスクを引き受ける非制約社員には上乘せ賃金が保障されるべきだとした。仕事の中身をILO基準(*)で測り、その均等待遇を確保したうえで、転勤という負担のための手当てや残業代を払うなら、それは妥当な措置だ。だが、転勤や残業を引き受けられない働き手をあらかじめ低賃金コースに仕分けするとしたらそれは、労働時間の長短や、家事労働を担う働き手とそうでない働き手の間の賃金格差を、正面から擁護する論になってしまう。家事労働を抱え、短時間労働を選ばざるを得ない働き手が、仕事では同等なのに賃金やさまざまな保障の面で大きな差をつけられることを、オランダでは「短時間労働の差別」として禁じた。ところが、日本ではいま、そうした差別を公然と正当化しかねない議論が、以前よりさらに堂々と罷り通り始めているようにみえる。

繰り返しになるが、産業構造の激変の中で、私たちは、家庭からあふれ出た無償労働を公正に無理なく再分配する政策づくりに迫られている。にもかかわらず、働き手の家事・生活時間を侵害して「自由に」使う会社の既得権益は手放さず、その前提のうえで、低い労働条件を受け入れるなら家事・育児を抱える働き手を「認めてやってもいい」、と高みに立って開き直るとしたら、「女性の活躍」も「男性の負担軽減」も、夢のまた夢だ。経企庁の無償労働評価の発表の際の山口と同じく、働く側のみを競わせて、自分たちこそ変わらなければ問題は解決しないという真の争点をすり替える例の山口は、もうやめるべきだ。

(*)

「同一労働同一賃金」や「同一価値労働同一賃金」を評価するための「同一」の基準となる分析的職務評価方法。仕事の中身を、スキル、責任、労働環境、負担度という四つの客観的基準により、労働者の職務を分析して評点を算出する。評点がさほど差がない仕事の間で賃金に差がありすぎる場合はその妥当性を問い直し、男女の賃金格差を是正した例もある。

(出典) 竹信三恵子『家事労働ハラスメントー生きづらさの根にあるもの』(岩波新書、二〇一三年)一部改編

問一 下線部「こうした家事労働についての基本」とはどのようなことか(一二〇字以内)。

問二 なぜ家事労働は公正に再配分されなければならないのか、そして、その実現のために日本社会に求められる変革とその理由について、本文の記述も踏まえつつ、あなたの考えを述べなさい(四〇〇字以内)。

令和七年度 埼玉大学私費外国人留学生選抜
(経済学部)

問二

400 300 200 100

00頁(11)面

The grid consists of 10 columns and 20 rows. The leftmost column is a margin. The bottom edge of the grid has numerical markers: 400, 300, 200, and 100, positioned at the 1st, 3rd, 5th, and 7th columns respectively. The text '00頁(11)面' is written vertically along the left margin.

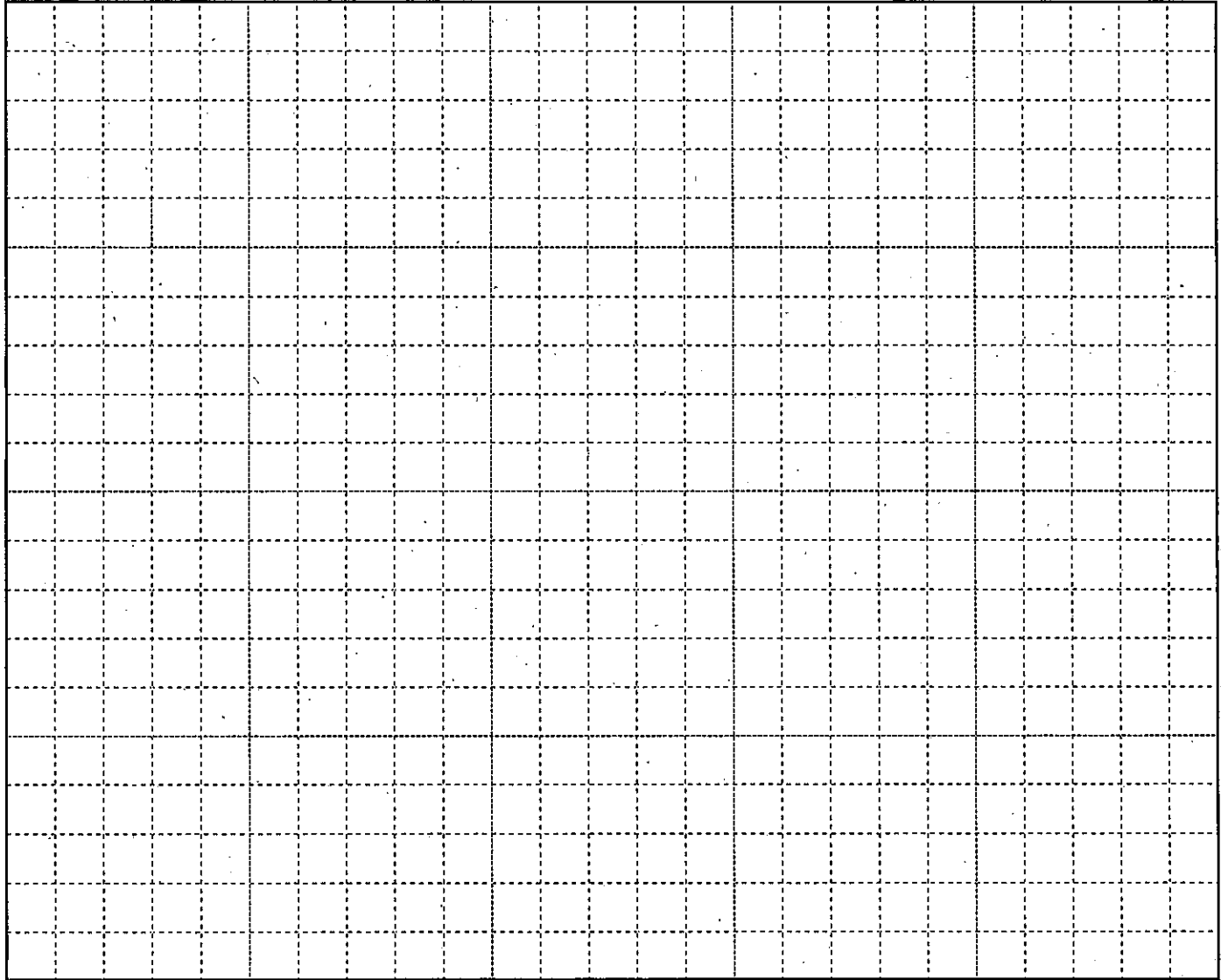
※

A rectangular box with a solid border, containing a single asterisk symbol (※) centered within it.

受験番号

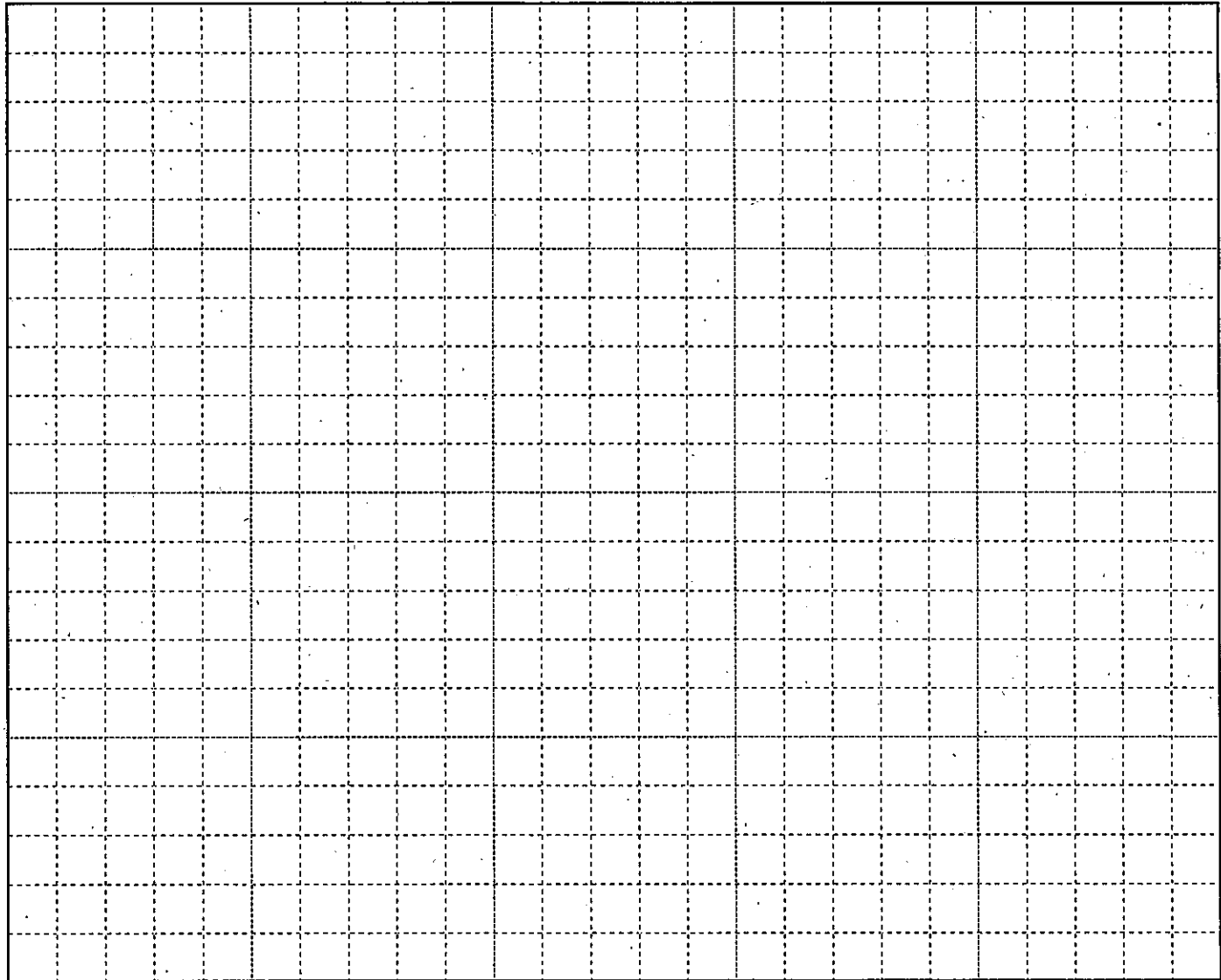
A rectangular box with a solid border, divided into two horizontal sections. The top section contains the text '受験番号' (Examination Number). The bottom section is empty, intended for the student to write their number.

下書き用紙



500 400 300 200 100

下書き用紙



500 400 300 200 100